



「工賃向上計画の有効性評価の実施」に関する覚書

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター（以下「甲」という）と、
_____（以下「乙」という）は、
甲が乙に対して行う工賃向上計画の有効性評価について、次のとおり「覚書」を取り交わす。

第1条 甲は「工賃向上計画の有効性評価（以下「評価」という。）」を実施し、乙はこれを受審することにより、乙が作成した工賃向上計画書が計画通りに実施され、有効に機能しているかについて確認し、工賃向上計画書に定めた目標の達成を促進することを目的とする。

第2条 乙が評価の対象事業所であることについては、甲と所轄行政部局との協議により任意に選定し、本覚書取り交わすことにより評価が実施される。

第3条 甲が乙に対して実施する評価の詳細については「工賃向上計画の有効性評価規定（以下、「評価規定」という。）」に定める。

第4条 甲は乙に対し、評価規定に基づき評価の実施について、次の事項を明らかにする。

1. 評価の目的と趣旨
2. 評価の日程、インタビュー対象者、評価項目、評価調査員名

第5条 甲は乙に対する評価業務において、評価規定に定めた規律義務事項を遵守する。

第6条 評価業務に係わる経費は、甲が負担する。

第7条 乙は、自らの業務に支障のない限り評価の実施に協力し、甲の求めに応じて、評価に必要な乙に関する情報を提供し、インタビューに応ずるものとする。

第8条 甲は評価の結果を評価実施日より4週間以内を目途に乙に対して文書により報告する。

第9条 乙は評価結果を工賃向上計画を有効に機能させ、目標達成のために活用する。また必要な場合、甲に目標達成の支援を求めるものとする。

第10条 本覚書に定めのない事項については、相互信頼の原則に基づき、甲、乙協議の上決定するものとする

本「覚書」を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自、その1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
(住所)
千葉市中央区亥鼻2丁目9番3号

センター長 緒方 ともみ

乙 _____
(住所)

(代表者) _____ (印)